

I 健康寿命日本一に向けた取り組み① ～健康づくりの推進～

事業の実施状況

1 中部地域健康寿命延伸対策連絡会

事業所ネットワーク連絡会議を健康寿命延伸対策連絡会を兼ねて開催（各市1回）

2 地域ぐるみ・職域ぐるみの健康づくりを推進する体制づくり

(1)多様な分野の組織代表者による連携推進会議の開催（中部:1回 由布:1回）

(2)取組を進める実務者による実務者会議の開催（中部:2回 由布:1回）

(3)事業所ネットワーク連絡会議の開催（中部:2回 由布:1回）

3 事業所ぐるみの健康づくりの実践支援

(1)事業所への啓発・気運づくりのため「事業所まるごとヘルスアップ講座」を開催（中部:2回 由布:2回）

参加事業所数(延べ) 137事業所（臼杵市:73事業所 津久見市:35事業所 由布市:29事業所）

(2)事業所の従業員を対象とした健康づくりのための出前講座を実施

実施事業所数(延べ) 16事業所468名（臼杵市:6事業所148名 津久見市:7事業所259名 由布市:3事業所61名）

(3)事業所ぐるみの「運動・食生活」に係る実践指導を実施。（中部:7事業所 由布:3事業所）

①運動チャレンジ事業 臼杵市:2事業所 津久見市:3事業所 由布市:2事業所

②栄養チャレンジ事業 臼杵市:1事業所 津久見市:1事業所 由布市:1事業所

4 健康づくりの環境整備

(1)健康応援団(食の環境部門) 新規登録店2ヶ所 (2)健康応援団(受動喫煙対策部門) 新規登録店2ヶ所

(3)うま塩メニュー提供登録店 新規登録店1ヶ所

事業の成果等

・各市毎に事業所ネットワーク連絡会議を開催し、事業所間のネットワークづくりによる相互発展とそれを後押しする関係機関との連携を推進する基盤が整った。

・ヘルスアップ講座の参加事業所に、事業所ぐるみで「運動・栄養」実践に取り組むことの効果や取組ポイントを浸透させることができた。

・運動・栄養チャレンジ事業の実施結果より、事業所が健康づくりに取り組むためには「事業主の健康づくり取組宣言」「リーダーの存在」という共通要素や事業所の実情・特徴に応じて取り組みやすさにつなげる応用要素、楽しく継続できるためのグレードアップ要素が必要であることが明らかになった。

・これらの取組の結果、健康経営認定事業所が34事業所増加し、事業所ぐるみの取組を行った事業所も42事業所増加した。

今後の方向性・改善計画等

・2年間の実践指導を踏まえ、事業所ぐるみの健康づくりに取り組むために必要な要素等をマニュアルとしてまとめ、事業所が主体的に取り組めるよう普及啓発を行う。

・各事業所での工夫やアイデアを、事業所間で共有し、さらに課題解決に繋がる等相互に刺激し高め合う場として、事業所ネットワーク連絡会議を発展、継続させる。

・各市と協働し、事業所ぐるみの健康づくりから、家庭へ、地域へと拡散し、循環していく仕組みを整備し、関係機関との連携強化のもと地域ぐるみの健康づくりを推進する体制を整備する。

I 健康寿命日本一に向けた取り組み② ～地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携～

事業の実施状況

1 入退院時ルール の運用をととした各市の在宅医療・介護連携推進への支援

- (1) 中部医療圏域運用・評価検討会の開催 2回
- (2) ルール運用状況に係る実態調査及びヒアリング調査の実施

実態調査 回答施設数	病院 8ヶ所(中部:4ヶ所、由布:4ヶ所)	有床診療所 14ヶ所(中部:7ヶ所、由布7ヶ所)
	居宅介護支援事業所等 44ヶ所(中部:29ヶ所、由布:15ヶ所)	
ヒアリング調査 実施施設数	病院 3ヶ所(中部2ヶ所、由布:1ヶ所)	有床診療所 2ヶ所(中部:1ヶ所、由布:1ヶ所)
	居宅介護支援事業所等 5ヶ所(中部:4ヶ所、由布:1ヶ所)	
- (3) 中部医療圏域医療機関・ケアマネジャーとの合同会議の開催 1回、参加者数182人
- (4) 関係者への周知・啓発等の実施
各市と連携し、在宅医療・介護連携推進事業の一環として、各種会議や研修会等においてルールの周知・啓発等を実施
- (5) 連絡窓口一覧表の更新及び配布 2回

2 精神障がい者の地域移行を推進するための取組

- (1) 中部医療圏域の地域移行推進連絡会の開催 1回
各市(大分市、臼杵市、津久見市、由布市)の精神保健福祉担当者、相談支援事業所、保健所、県障害福祉課が一堂に会し、各機関が抱える地域移行・地域定着の現状や課題を共有し、大分市内の精神科病院との連絡会の実施を決定
- (2) 精神科病院連絡会の開催 実施病院数 4ヶ所
大分市内4病院の医師、看護師、相談員と上記地域支援者との連絡会を開催

事業の成果等

- ・「入退院時ルール」に係る実態調査、ヒアリング及び合同会議を通して、医療機関とケアマネジャーの双方がルールの効果や運用上の課題等を共有するなど、中部医療圏域における一層のルールの定着と円滑な連携を推進することができた。
- ・県障害福祉課と保健所が事務局となり、中部医療圏域の精神科病院と地域支援者との連携強化をめざした連絡会を再開することができ、「精神障がい者の退院後支援」に向けた、各機関の役割の共有と顔の見える関係づくりができた。

今後の方向性・改善計画等

- ・中部医療圏域における「入退院時ルール」の一層の定着と拡大を図る。
- ・中部医療圏域の精神科病院と地域支援者との顔の見える関係づくりに継続して取り組み、入院中からの連携強化により地域移行の推進を図る。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実① ～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

事業の実施状況

1 自然災害対応機能の強化

- (1) 各市との災害対策検討会等の開催
管内保健事業検討会のテーマとして、災害時の保健活動を検討（9回開催）
- (2) マニュアル等に基づく防災訓練の実施・参加、EMIS入力訓練等
保健所機能復旧を重点的に行う災害初動期の訓練を実施（1回）、市総合防災訓練へ参加（1回）
有床診療所及び保健所職員を対象としたEMIS（広域災害救急医療情報システム）入力訓練を実施（1回）
- (3) 災害時対応マニュアル、アクションカードの点検、一部見直し

2 健康危機管理体制のさらなる充実

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催（中部11／1、由布10／3）
関係機関との連絡・協力体制を確認するとともに、新型インフルエンザ対策・食中毒に係る情報交換等を実施
- (2) 新興・再興感染症等の発生に備えた訓練の実施（1回）
政府の新型インフルエンザ等対策訓練に併せて、関係機関との情報伝達訓練を実施（2回）
由布市消防本部と「患者移送車両」の使用訓練（アイソポッド組立、PPE着脱を含む。）等を共同実施（1回）
- (3) 健康危機管理対策備蓄物品の整備
配備された備蓄物品の確認・点検、補充を行うとともに、原子力防災資機材（線量計18台等）を配備

3 感染症や食品による健康被害の未然防止の強化

- (1) 感染症対策研修会の開催（中部1回） 児童福祉施設の職員等を対象（32人） 「講義・実技演習（吐物処理）」
消毒インストラクターフォローアップ研修の開催（由布2回）
- (2) あなたのまちの感染症情報（毎週）、緊急時の情報提供（実績なし）

事業の成果等

- ・災害初動期の共通業務（庁舎設備被災状況・職員の安否確認、保健所班の設置等）を職員へ周知・確認した。
- ・健康危機管理体制を確認するため「連絡会議」を開催、新型インフルエンザ対策の情報交換や移送車両の使用訓練等を実施した。
- ・感染症対策研修会等を通じ、児童福祉施設の職員等の感染症発生時における対応力の向上を図った。

今後の方向性・改善計画等

- ・災害時対応マニュアルやアクションカードの実用性を確保するため、定期的な点検・見直しが必要である。
- ・引き続き、健康被害発生時における関係機関との連絡及び協力体制の確保を図る。
- ・社会福祉施設等に対する健康被害防止のための支援的・確かな感染症情報の提供を継続する。

Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実② ～大規模イベントにおける食品・生活衛生対策の推進～

事業の実施状況

1 食中毒防止対策

旅館・ホテル等旅行者が多く利用する営業施設等の指導

監視回数 中部:193回／150回、由布:271回／250回

講習回数 中部: 24回／ 20回、由布: 17回／ 20回

2 HACCP導入の推進

HACCP導入指導施設数 中部:6施設／3施設、由布:5施設／4施設

3 食物アレルギー対策

食物アレルギーに関する指導施設数 中部:178施設／150施設、由布:246施設／250施設

4 レジオネラ対策

レジオネラ感染に関する指導施設数 中部:13施設／13施設、由布:51施設／50施設

事業の成果等

- ・国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭おおいた大会や関連イベントの食品関係事業者に対して監視や講習会を実施し、事前指導の徹底に努めることにより、食物アレルギーや食中毒の事故防止が図られた。
- ・旅館・ホテル等に対し、2020年に義務化されるHACCPに沿った自主衛生管理を紹介し、HACCPの導入推進を図った。
- ・施設が行う自主検査等を徹底させ、レジオネラ感染防止を図れた。

今後の方向性・改善計画等

- ・ラグビーワールドカップやオリンピック等大規模イベントに伴い国内外からの多数の来県者が見込まれるため、引き続き食品関係事業者の監視等を実施するとともに、食品等事業者に対しHACCPに沿った自主衛生管理の導入を進める必要がある。
- ・食物アレルギー事故を防止するため、表示義務がない飲食店等に対し食物アレルギーの情報提供を引き続き推進する必要がある。

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

事業の実施状況

1 市民参加型の環境保全活動の推進

- (1) 地域連絡会の開催 中部:2回／1回、由布:2回／1回 (うち1回は県庁、中部及び由布と合同開催)
- (2) 環境教育アドバイザーの制度の周知 中部:11回／10回、由布:9回／10回

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議等開催 由布:2回／2回
- (2) 立入検査実施数 中部:32事業場／30事業場、由布:49事業場／40事業場
- (3) ①未受検者への指導率 中部:100%(35件)
 - ②不適正事案への指導 中部:67件
 - ③浄化槽維持管理講習会の開催 中部:2回

3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

- (1) 食べきりキャンペーン応援店・協力店の登録数 由布:7店舗／10店舗
- (2) 巡回監視 中部:236回／200回

事業の成果等

- ・地域連絡会を開催し、おおいたうつくし推進隊と関係機関が活動状況や課題・問題点等について意見交換を行い、連携強化が図られた。
- ・環境教育アドバイザー制度の利用を推進し、県民の環境意識の向上と併せて環境教育の推進を図った。
- ・事業場に対する排水監視や浄化槽維持管理講習会の開催、法定検査未受検者や不適正事案の指導を実施し、水質保全対策を図った。
- ・巡回監視の実施により、不法投棄や不適正処理対策を徹底し、適正処理の推進が図られた。

今後の方向性・改善計画等

- ・地域での環境保全活動をさらに拡げていくため、うつくし推進隊の活動を支援するとともに、引き続き地域住民に対して情報発信や環境意識の普及啓発に努め、環境保全に取り組む人材育成のための環境教育を推進する必要がある。
- ・水環境保全のため、事業場及び生活排水対策に継続して取り組んでいく。